

## 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日  
若年者への消費者教育の推進に関する  
4省庁関係局長連絡会議決定

### 1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

### 2. 実践的な消費者教育の取組の推進

#### (1) 高等学校等における消費者教育の推進

##### ① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

##### ② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）

##### ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。

- アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

##### ③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等）の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

（活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。）（参考2）

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会においては、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行っている（平成30年6月取りまとめ予定）。その報告を受けた消費者教育推進会議における審議（平成30年夏ごろ開催予定）を踏まえ、消費者教育に関する取組を推進する。

（2）大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

（3）その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】（参考3）
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直す。【文部科学省】

**3. 関係省庁間の連携の推進**

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

**4. 各施策の実施時期とフォローアップ**

- （1）上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。
- （2）また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

（以上）

## 参考1

### 「社会への扉」を活用した授業の実施

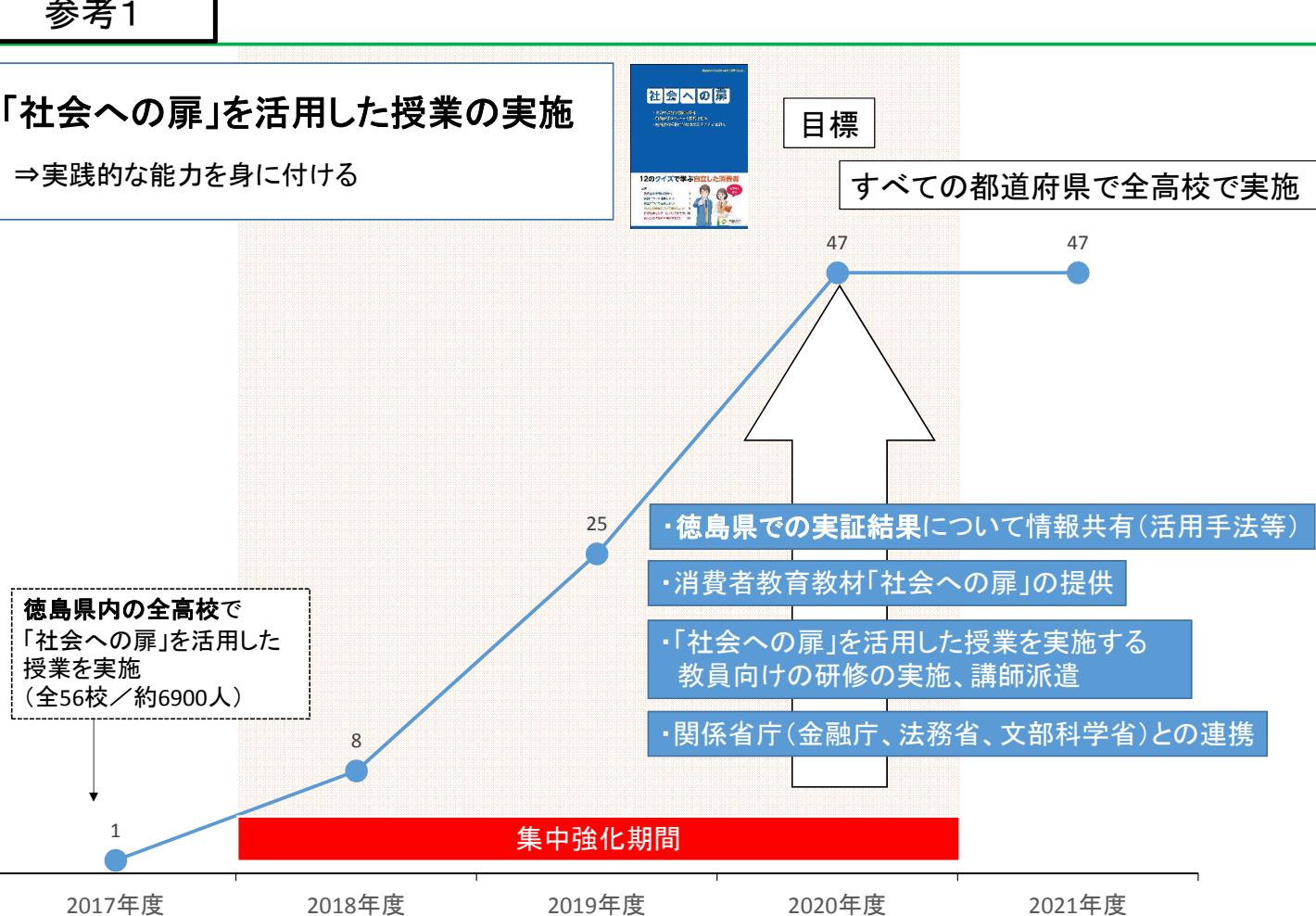
⇒実践的な能力を身に付ける



#### 目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数



## 参考2

### 消費者教育コーディネーターの育成・配置

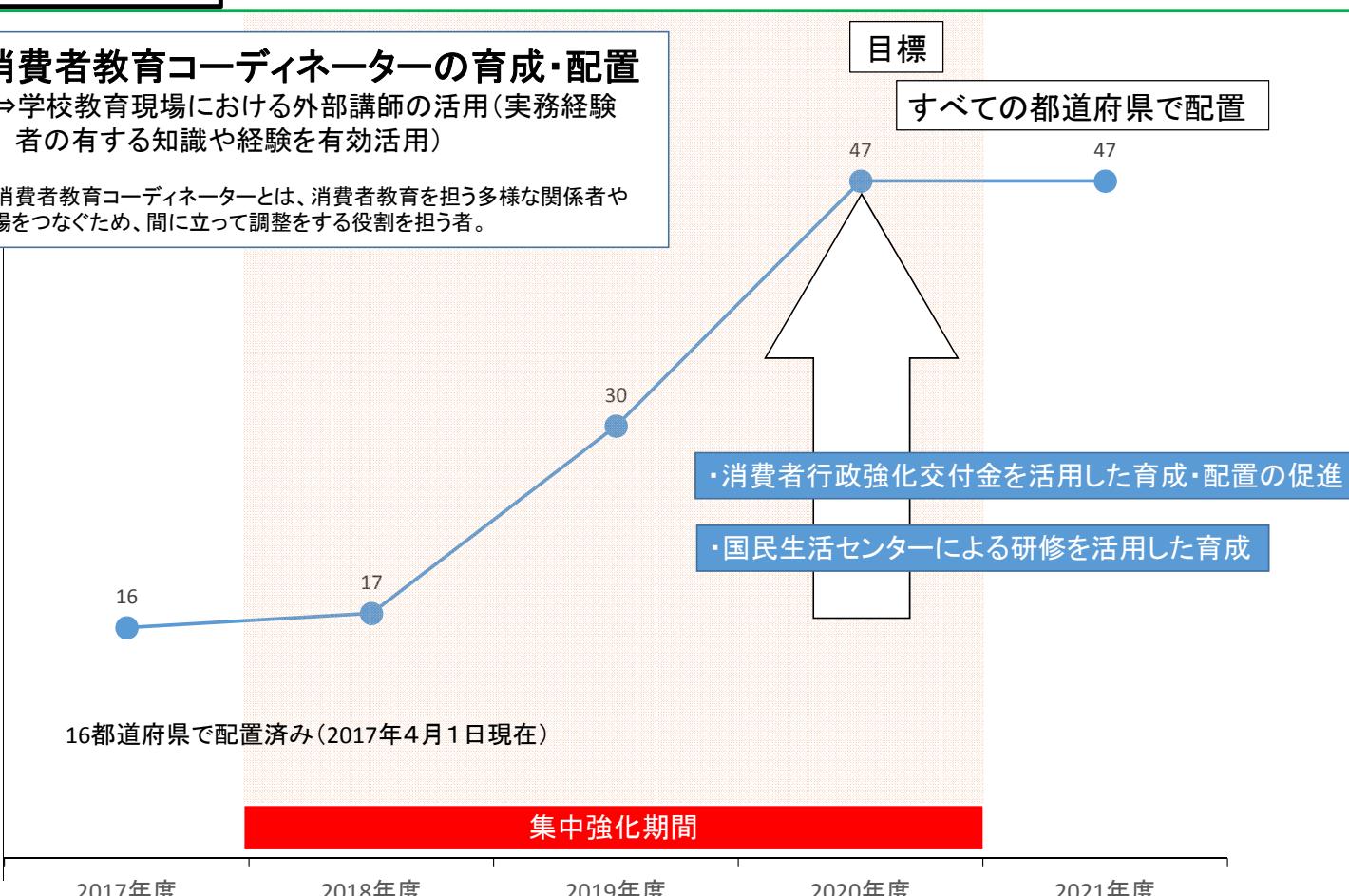
⇒学校教育現場における外部講師の活用（実務経験者の有する知識や経験を有効活用）

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

#### 目標

すべての都道府県で配置

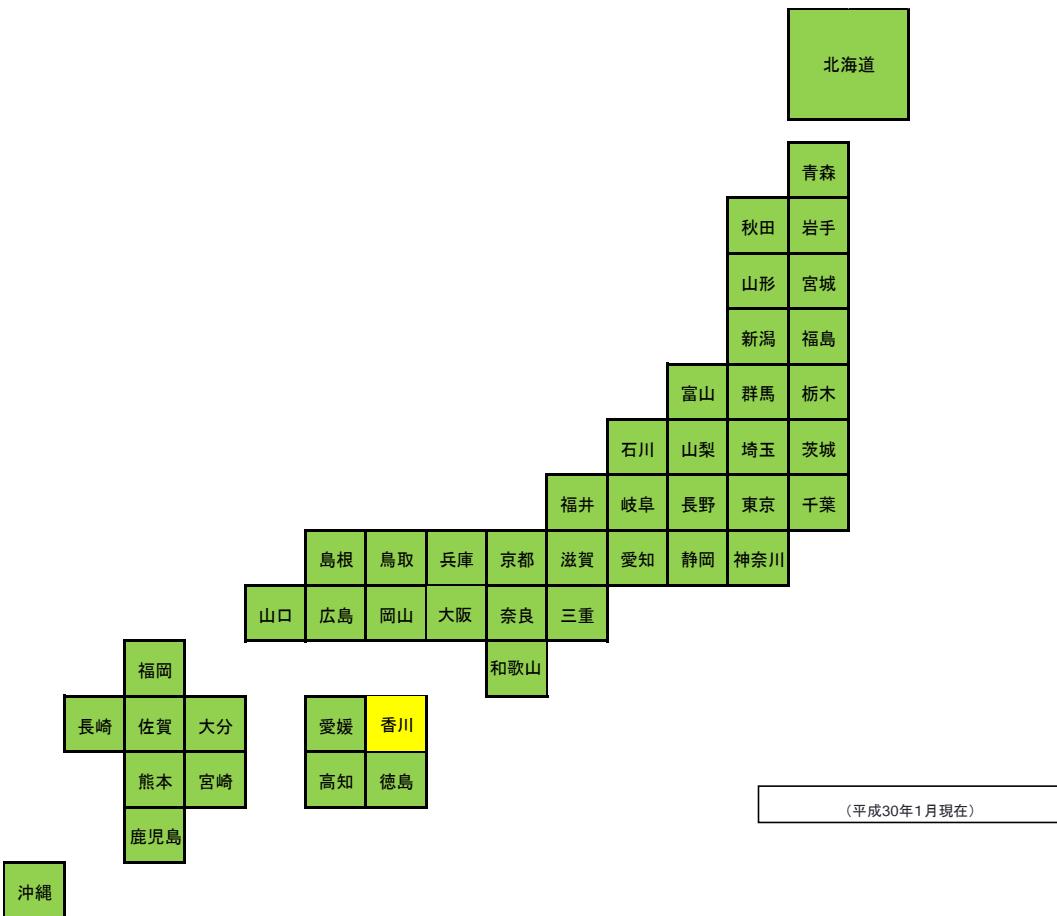
都道府県数



参考3

## ○消費者教育推進計画の策定状況

【現状】46都道府県で策定済み



#### ○消費者教育推進地域協議会の設置状況

【現状】45都道府県で設置済み

